

被爆 70 周年原水爆禁止世界大会基調

1. はじめに

敗戦から 70 年が経ちました。日本の侵略戦争と植民地支配は、沖縄戦の、広島・長崎の原爆投下の悲劇と、敗北という結果で終わりました。平和と民主主義の日本国憲法を、日本の市民社会は圧倒的賛意をもって受け入れ、その後一度として、銃を握りその引き金を引くことなく、平和に生きようと願ってきました。しかし、そこには多くの人々の不正義への強い反発と真剣なとりくみがあったからこそではないでしょうか。

1965 年 2 月 1 日、原水爆の被爆体験にしっかりと基礎をおき、“あらゆる国の核実験に反対する”立場を堅持し、原水爆の完全禁止と、完全軍縮の目的達成を追求するとともに、わが国の核武装への動きを阻止する力強い国民運動をつくりだすことを誓い（「大会宣言」）、原水禁は結成されました。同時に大会は平和憲法の理念が原水禁運動の基礎であることも確認しました（「原水爆禁止運動の基本原則」）。そして、発足に当たったの基本的立場や原則を継承・発展させ、今日まで、世界のヒバクシャと連帯し、核兵器廃絶、被爆者援護・連帯、反原発・脱原発の 3 つの柱を中心に、反核・平和を訴えてきました。今年は被爆・戦後 70 周年とともにその原水禁運動の 50 年目を迎える年にあたります。この間多くの諸先輩方の苦闘の歴史がありました。そして多くの議論がありました。結果として原水禁運動は、被爆体験に基礎を置きその体験を継承し、ぶれることなく人々の命に寄り添って、あらゆる核技術の利用に反対する「核絶対否定」の立場を紡いできました。

ヒロシマ・ナガサキが開いた核時代の歴史は、幾度となく人類を核破滅の寸前の危機へと陥れるとともに、核軍拡競争と「平和利用」（＝商業利用）の美名の下で進められた「原子力発電」を許してきました。「平和利用」も、スリーマイル島やチェルノブイリそしてフクシマをはじめ多くの核の惨劇を引き起こし、多くの被害者を生み出しています。そして、核兵器は、それがあたかも平和をつくり出すかのような抑止力の幻想の下に近代化が進められ、今も人類を恐怖の中に陥れています。あらためて「核と人類は共存できない」とする原水禁の主張を、世界に強く訴えていかななくてはなりません。

2. 核兵器廃絶に向けて

（1）核兵器をめぐるきびしい状況

スウェーデンのストックホルム国際平和研究所（SIPRI）は、6 月 15 日に世界の軍備動向に関する 2015 年の年次報告書を発表しました。核不拡散条約（NPT）加盟の核保有国（米ロ英仏中）5 か国とインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮を加えた 9 か国で、総計 15,850 発の核弾頭が存在しているしています。全体では 500 発が減少したとしていますが、中国は 10 発増えて 260 発になったと報告されています。

SIPRI は「核保有国で進む（兵器の）近代化は、どの国も核兵器を放棄する意図がないことを示している」と結論付け、依然、核軍縮にきびしい状況が続いていることがわかります。

ウクライナをめぐる国際社会の対立の中で、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナで親口政権が崩壊した際、「核兵器使用の準備をするようロシア軍に指示した」と語るなど、米ロが配備する戦略核弾頭数を 1550 に削減する新戦略兵器削減条約（新 START）から逆行する発言を繰り返しています。核兵器は、戦後 70 年の今もなおいつでも使用できるとする「即時警戒態勢」の中にあり、米ロ両国は「先制使用」を放棄していません。世界は核の脅威の中に置かれ続けています。

2010 年の NPT 再検討会議において合意された「中東非核化会議」は、米国が消極的姿勢に終始し、結局開催することができませんでした。パレスチナ問題、シリア内戦、「イスラム国」（IS）の台頭など政治情勢は混迷を極め、中東の非核化へのアプローチはさらに困難になっています。NPT 未加盟国の核兵器保有の問題や未加盟のインドへの原子力技術やウラン資源の輸出など、NPT 体制そのものの基盤さえ掘り崩されようとしています。

（2）NPT 再検討会議の結果と問われる日本の核軍縮政策

今年、4月27日から5月22日にかけて、核不拡散条約（NPT）再検討会議が、ニューヨークの国連本部で開催されました。再検討会議は、核保有国に核軍縮を促進させる場としての重要な役割を持っています。2010年の会議では、「2013年の中東非核化会議の開催」、「核兵器国の核廃絶の約束」など、64項目にわたる核軍縮へ向けた約束が合意なされましたが、ほとんど前進することなく、5年間で過ぎてしまいました。あらたな核軍縮の合意が期待されましたが、2015年は合意文書すら採択できず幕を閉じました。核保有国はその既得権にこだわり続け、非核兵器国の願いを一顧だにしない発言が相次ぎ、「核兵器廃絶」への誠意すら見えませんでした。核兵器非保有国との乖離は鮮明になっています。進展を見ないNPT再検討会議に対して、南アフリカ代表の「NPT体制の正当性は説明がつかない。アパルトヘイトと同様に少数者を利するしくみだ」との発言に見られるような、焦燥感さえ漂うこととなっています。

「核兵器禁止条約制定に向けた議論を求める」とするオーストリアの提案した誓約文書には、最終的に107カ国が賛同しました。しかし、米国の核の傘の下における抑止に拘泥する被爆国・日本は、賛同しませんでした。この姿勢によって日本は、被爆国でありながらNPT再検討会議において全く指導力を発揮できずにいます。核廃絶への道程に、日本政府がどのような立場で、どのような役割を担うのか、真剣に考えなくてはなりません。ヒバクシャや原水禁運動の地道な努力によって、世界中の人々に「核兵器は非人道的」との考え方が定着しつつある今日、自らの生活の安全や安心を、核の抑止力に頼るべきではありません。

（3）日本のプルトニウム政策は核拡散問題

安倍政権が進める原子力政策＝エネルギー基本計画では、福島原発事故の反省もなく、原発再稼働とともに核燃料サイクル政策の推進と原発輸出が打ち出されています。現在、日本は、政府が拘泥する「核燃料サイクル計画」（高速増殖炉もんじゅと六ヶ所再処理工場）の中で、余剰プルトニウムを47トン（国内10トン、国外37トン）も抱えています。プルトニウム利用の基本となる高速増殖炉もんじゅの計画が破綻し、また一方で、原子力発電所の将来を見通すことのできない中、プルトニウムの利用は全く目処が立っていません。にもかかわらず、安倍政権は、今後、六ヶ所再処理工場を動かし、さらに大量のプルトニウムを作り出そうとしています。核兵器の原料となるプルトニウムの大量保有は、周辺諸国に核武装の脅威を与えています。

さらに日本は、諸外国への原子力発電や関連機器などの輸出をもくろんでいます。インドやトルコなどへ日本の原発や関連する機器を輸出しようとしています。これらは核拡散、核セキュリティの面から国際的に問題となっています。特にNPT未加盟の核保有国インドとの原子力協力協定の締結は、核拡散の視点から大きな問題です。原発技術の輸出は、核兵器開発の技術や知識（情報）の輸出にもつながり、核の「商業利用」から「核兵器開発」へ結びつく危険性を内包しています。日本の原子力・プルトニウム利用政策を「核兵器問題」としても捉えることが重要です。

核兵器保有とさらに私たちが主張している 東北アジアでの平和と安定に向けた取り組みとしての「東北アジア非核地帯化構想」にとっても、日本のプルトニウム利用政策は大きなネックとなっています。韓国は、長年、再処理工場を持つことを願ってきました。日本が再処理工場を持つことが許され、他国はダメということは説得力を欠くものです。核兵器の原料となるプルトニウムをあらゆる国が作り出すことの危険性も考えない訳にはいきません。核兵器物資の生産と拡散は、さらに世界を危険なものにしようとするものです。

（4）NPT再検討会議を踏まえ核廃絶の具体的とりくみを

NPT再検討会議開かれた今年、改めてNPT体制と核軍縮が問われなければなりません。NPTの基本である、「核兵器廃絶」、「核不拡散」、「核の平和利用」という考え方は、並立することなく複雑に影響しながら核拡散の状況を作り出してきました。その基本フレームは、全面核戦争寸前に至ったキューバ危機を契機に始まった「部分的核実験禁止条約」や「非核地帯条約」など核軍拡競争の中で核軍縮を進めるという1960年代の国際情勢の中で成立したものです。冷戦終結後は、1995年に無期限延長されたNPTの枠組みが核軍縮を国際的に議論する重要な場となっています。「核と人類は共存できない」としてきた原水禁の考え方を基本に、NPTの基本フレームへの議論も重要な課題ではないかと考えます。そのためには、日本が率先して、国内外で脱原発を推しすすめ、NPTの「核不拡散」と「核の平和利用」の矛盾を追求していくことが必要です。

2015年のNPT再検討会議は、米国などが中東の非核化会議に反対したために、合意文書の作成に至らず不調に

終わっています。しかし、ヒバクシャの運動の中から、非核保有国を中心に「核兵器は非人道的兵器であり、禁止すべき」とする考え方が拡大していることは重要です。

一方で、米国などでは「先制不使用」「核の即時警戒態勢の解除」など、可能なところから核の脅威を減少させていこうとする地道なとりくみもすすめられています。また、英国で更新時期を迎えている潜水艦発射弾道ミサイル・トライデントは、配備されているスコットランドにおいて予算措置も含めて批判の対象となっています。核保有国の一角において、核の放棄が実現することがあれば、核兵器廃絶に向けて大きな前進となることでしょう。日本のプルトニウム利用政策の放棄も含めて、具体的な提案が重要となっています。被爆国日本が、米国の核抑止依存から脱却する具体的な提起と運動を行っていくことが重要です。原水禁が結成大会の「宣言」で「いかなる核武装も拒否」を確認し、その上で非核三原則の法制化や東北アジア非核化、非核・平和自治体宣言にとりくんできた運動を継承し発展させなければなりません。さらに南相馬市などが行った脱原発都市宣言の運動に繋いでいくことも大事です。また、倫理的な側面から、物理的・具体的な側面から、核廃絶に向けて更なるとりくみを強化していくことが求められます。

私たちは、このような視点も含めて、①世界が脱原発と自然エネルギーを志向すること、②軍事用、商業用を問わずプルトニウムの生産を直ちに中止すること、③「核抑止」の幻想を脱して、先制不使用・消極的安全保証を確固たるものとし、人道的視点も含め核保有国における「核兵器使用禁止」の合意を形成すること、④その上で核兵器廃絶のロードマップを核保有国全体の責任で示すことを求めて、原水禁運動の展開を図っていきます。被爆国日本が、被爆体験をもとに核使用の非人道性を国際的にアピールし、核廃絶の先頭に立たなくてはなりません。そのためにも、被爆体験の共有、継承が不可欠です。

3. 福島の今から考える フクシマを繰り返すな

(1) フクシマを忘れない、そして繰り返さない

原水禁は、2011年3月11日の東京電力福島第一原発事故以降、「一人ひとりの『命』に寄り添う政治と社会」の創造を強く訴えてきました。原発事故による避難の途中で命を落とされた方、強制される避難生活で健康を害して命を落とされた方、将来の暮らしを悲観して自ら命を落とされた方。いずれも、原発事故により、「普通に暮らし」ていくことを奪われた結果です。

原発事故による放射能の拡散は、被災地の一人ひとりの生活と地域の文化を奪い取り、暮らしへの大きな打撃と世代を超えた健康影響に対する不安を掻き立てました。放射能被害については、多様な情報が氾濫したことから、時として家庭内での意見の違いはもとより、行政と住民、生産者と消費者、被災地と放射能の拡散を心配する人々との間で意思疎通を欠いたまま、対立関係が際立つといった不幸な事態も経験しました。

こうした事態を招いた元凶は、東京電力が起こした放射能漏れ事故であり、その後の政府の対応のまずさであることはいうまでもありません。

放射能が生活圏に拡散したのですから以前の暮らしに戻るには、膨大な時間とエネルギーが必要になります。

日本社会は、被災者へどのように寄り添うのかを問われています。地域社会の絆から、多くの人々が切り離され分断されました。それは、単に物理的問題ではなく被害の事実に向き合い被災者に寄り添う姿勢こそ極めて重大であると思わざるを得ません。フクシマを忘れないこと、被災者の「命」に寄り添うこと、それは単に補償と言う言葉に収斂するものではなく、フクシマの「思い」に寄り添うことです。

放射能漏れ事故の「被害」状況や「放射能の危険性」が明らかになるにつれ、日増しに「原発いらない」の声が全国に広がって来ましたが、原発事故がもたらしたのは将来におよぶ「健康影響」の問題だけではなく、現在の「暮らし」そのものが破壊されてしまったことも忘れてはなりません。フクシマにとっての「脱原発」は、以前の「暮らしを返せ」ということであり、放射能被害の責任追及（復興）と一体の課題なのです。

フクシマを繰り返さないために、全国の再稼働反対とフクシマ支援を結んで運動を強め拡げることが求められます。

(2) 放射能被害は継続中一意図的な風化を許さない

東京電力福島第一原発事故から4年半を過ぎようとしていますがいまだ収束には程遠い状況です。「原発事故

さえなければ」との思いから「原発のない福島を」とした県民の強い要求にもかかわらず、国と東電は福島第二原発の廃炉にさえ進もうとしていません。多核種除去装置（ALPS）も運転停止を繰り返して、凍土遮水壁の工事も困難を極めています。原子炉内部の状況も不明のまま、高い放射線量は収束へのとりくみを阻害しています。11万人を超える県民がいまだに避難生活を余儀なくされています。長期に渡る避難生活は、被災者に暮らしや健康、就労など多くの不安と負担を与えています。事故によって被災者の基本的人権が様々な形で侵害されています。事故を起こした国と東電の責任を厳しく問い、被災者の健康保障や生活保障・補償の実現と充実を早急にはやらなければなりません。

しかし、自民党東日本復興加速化対策本部は、「避難指示解除をきっかけとして避難している人が故郷に帰る道を切り開く」として、「除染作業」終了を基本に、年間被曝量 50mSv を超す帰還困難区域を除いて、避難指示解除準備地域および居住制限区域について 2017 年度末をもって避難指示を解除するとしています。加えて「自主避難者」への住宅の無償提供（2016 年度末）、商工業者への営業損害補償（2016 年度末）、避難住民への精神的賠償（2018 年度末）を全て終了させようとし、福島原発事故の被害をなかつたものにしてとしています。福島県行政の側から「自主避難者がフクシマは危ないとの風評被害を広げている側面がある」など、被害者を加害者とするような発言も見られます。先だって避難が解除された川内村東部地区などを見ると、未だに帰還率が 10.5% と極めて低い水準にあります。そこには、除染されたのが住宅の周辺地域に限定され、山林その他多くの地域が未だに高線量であり健康不安をぬぐえないことや、生活のインフラ整備が進まないなど多くの障害が残っています。

政府・自民党の、「帰還ありき」、そして意図的な原発事故の風化政策を許してはなりません。

（3）東電は被災者の暮らしに責任を持つ

避難生活や二重生活の解消、生産や流通体制の回復には、まだまだ多くの課題があります。被災者の損害に対する補償や現在の暮らしに対する保障は、事故原因者である東電、及び、それを許した国に責任をもって償わせなければなりません。

しかしながら、東電は損害賠償紛争解決センターの和解案さえ拒否しているのです。

2014 年 11 月 14 日、飯舘村の住民の約半数に当たる 2,837 人が、東京電力を相手に慰謝料の支払いを求めて「裁判外紛争解決手続き（ADR）」を申し立てました。原発の恩恵を全く受けていなかった飯舘村は、福島原発事故直後に大量の放射性物質に汚染されました。しかし、3 年半を経過しても東電や国による避難住民への支援は不十分なままで、申し立てによって生活再建の資金を得るものとしています。浪江町が代理人となった住民 5000 人の ADR では、国の指針の月額 10 万円の精神的賠償に 5 万円を上乗せする損害賠償紛争解決センターの和解案が示されましたが、東電は他との平等性を欠くとして拒否しています。飯舘村・長泥地区と蔵平地区の ADR では、示された損害賠償紛争解決センターの和解案を東電は拒否し、長泥地区への慰謝料しか認めませんでした。東電の総合特別事業計画には「損害賠償紛争解決センターの和解案を尊重する」と明記されているにもかかわらず、東電の和解案拒否の姿勢は目立っているのです。

原爆被害者が、被爆者援護法制定の基本理念として政府に求めていた「国家補償」の精神では、「過去に対する補償」、「現在に対する保障」に加え、「戦争責任を認め、この過ちを二度と繰り返さないことを国家として誓うこと」とする「未来への保証」の三つのホショウがあります。この観点に学ばば、自らが起こした放射能漏れ事故の被害に対する責任を果たそうとしない東電の姿勢は、「事故の責任を認めず、原発再稼働により過ちを再び繰り返してしまう」に通ずるのであり、東電に当初の方針に基づいて、被害者の要求に真摯に向き合わせなくてはなりません。国に対しても、東電に責任を認め被災者の要求に応えるよう指導するよう求めていく必要があります。

（4）国は被災者の健康に責任を持つ

被曝による影響は長期に及ぶのであり、現時点でその有無を断定することはできません。しかしながら、影響があると疑って対策をすることは重要であり、原子力政策を推進し原発事故を回避できなかった国の責任により、長期間にわたる健康影響調査と影響があった場合の生活保障を行わせることが必要です。

しかしながら、国は健康影響を認めようとし、子ども被災者支援法は線量による線引きなどにより骨抜きにされており、今後もその充実を求めていくことが必要です。現時点では、被災者の要求に向き合う自治体が、国の

肩代わりで健康調査を行っているのです。

福島県による「県民健康調査」において、子どもの甲状腺検査が進められています。一巡目の検査では、約30万人のうち、112人が甲状腺がん又は疑いありと（うち99人が手術を受け、98人ががんと確定、1人が良性腫瘍と診断）と報告されています。二巡目の検査では、これまで約148,000人が受診し、すでに15人が、がんまたは疑いあり（うち5人が手術を受けがんと確定）と診断されています。さらに、1300人を超える子どもたちが、半年または1年後に保険診療による経過観察が必要と診断されています。（以上の結果は、いずれも2015年3月末現在の報告）現時点で被ばくとの「因果関係」の「科学的証明」は容易ではありませんが、少なくとも原発事故がなければ、これだけ多くの子どもたちが甲状腺がん・疑い、要経過観察と診断され、心身の負担、経済的負担を強いられることはなかったのです。今後も被災者の健康不安にしっかりと向き合い、被災者の負担軽減など、要望に応える医療制度の確立とその充実が求められています。

福島県の健康調査では19才以上の甲状腺検査は有料でしたが、被災者の要求である「19才以上の無料化」を要求した福島の運動と連帯した全国的な署名運動の拡がりによって、福島県の19才以上の甲状腺医療費無料化が勝ち取られたことは大きな成果です。

今後も被災者の要求に基づき、子ども被災者支援法の充実や福島周辺県の汚染地の住民、避難者（「自主避難」も含む）、事故収束・除染労働者など、東京電力福島第一原発事故によるすべての被災者に対し、国の責任に基づく「健康手帳」交付など、被爆者援護法のような制度の創設などを追求し、被災者の健康と生活の保障を求めていくことが必要です。

東京電力福島第一原発事故は、取り返しのつかない被害を引き起こしたのであり、単なる「損害賠償」を求める運動で終わらせてはなりません。原水禁運動が「国の戦争責任を認めた上での国家補償に基づく『被爆者援護法』の制定」を運動のスローガンとして闘って来た、「国家補償」の精神の重みを引き継ぐことも重要です。

4. 脱原発社会の構築を求めて

（1）原発の再稼働を許さない

安倍政権は、2030年には電源構成に占める原発の割合を20%～22%とする方針を示し、原発の再稼働を積極的に進めています。一方で国民世論の6割以上が脱原発を求めている現実があります。「戦争法制」や辺野古への新米軍基地建設などと同様に民意を無視し、強権的に政策を進めようとする安倍政権の手法が、エネルギー政策でも貫かれようとしています。

原発の再稼働をめぐるのは、状況が急速に展開しています。川内原発（鹿児島県）、高浜原発（福井県）、伊方原発（愛媛県）が原子力規制委員会の「新規制基準」の適合審査に合格、地域住民の反対を押し切って再稼働にむけ強引に進んでいます。特に川内原発の再稼働については、8月中旬を目処に計画されていると報道されています。一方で、高浜原発の運転差し止めの仮処分申し立てにおいて、司法は原告・住民側の訴えを認め、運転差し止めを命じました。判決は、新規制基準について「合理性を欠く」などと批判し、適合しても、「安全性は確保できない」としています。

福井地裁における大飯原発や高浜原発に対する判決では「万が一にも人格権侵害のおそれがある場合には運転差し止めが認められる」としていますが、鹿児島地裁における川内原発に対する判決では「安全目標が達成される場合には重大事故の危険性は無視できる」とし、「リスクが小さければ人格権の侵害も容認される」との判断を示しました。これは明らかに憲法違反の判決であり、憲法に保障された人権を守るべき司法によるこのような判断には徹底した批判が不可欠です。重大事故の再発を前提として国民の人格権や労働者の健康的生存権を侵害する「憲法違反の原発再稼働」に反対する闘いは、憲法9条に違反し国民の平和に生きる権利を侵害する「憲法違反の戦争法案」に反対する闘いと、基本的部分でつながるものです。原水禁運動は、市民社会の動きを繋いでいく役割を担うものであり、その意味でその運動はより重要性を増していくものと考えなくてはなりません。

原水禁大会後、「さようなら原発1000万人アクション」などが中心となって、9月6日に「高浜・川内・伊方原発の再稼働を許さない！ さよなら原発全国集会 in 京都」（京都市・梅小路公園）、9月23日には「原発の再稼働を許さない！ さようなら原発全国集会 in 東京」（東京・代々木公園）を開催していきます。それらの全国集会の成功に向けて、再稼働反対の世論を高めることが必要です。

(2) 破綻する核燃料サイクル

六ヶ所再処理工場では、一昨年 12 月の新規制基準の導入により、適合性の審査が進められていますが、その結論ははまだ出ていません。昨年 10 月の完工予定はさらに延期され、2016 年 3 月と発表されています。21 回目の延期ですが、現在進められている適合性審査も施設近傍の活断層の問題、耐震問題などで予定通りに審査が運ぶとは限らない状況にあります。延期に延期を重ねてきた再処理工場の完工の目処は全くたっていません。

核燃料サイクル計画に沿って、主に英仏に委託した使用済み核燃料の再処理によって生み出されたプルトニウムは、47 トンもの量になっています。プルトニウムを消費するための、原発停止によるプルサーマル計画の遅延や高速増殖炉開発の頓挫などにより、核燃料サイクル計画そのものがすでに破たんしている状況にあります。そのような中で再処理施設の建設・稼働を進めることは、核不拡散の観点からも問題となり、日本の潜在的核兵器開発能力のポテンシャルを高めるだけで、海外からも問題視されています。

高レベル放射性廃棄物の最終処分問題は全く目途が立たず、処分方法、処分地、国民的合意など、どれ一つ解決されていません。北海道・幌延と岐阜・東濃で研究が進められていますが、そのまま処分地になる危険性も指摘されています。国はこれまでの候補地選定のあり方を変更し「科学的有望地」として国が候補地を指定し各自治体に要請するとしました。公開・対話を図るとしていながらも、すでに秘密裏に自治体への説明会を開始するなど、住民を置き去りにした対応に出ています。強引に危険な放射性廃棄物のゴミ捨て場を作る動きを警戒しなければなりません。フクシマ事故直後に出された日本学術会議による「回答」で示されたように、使用済核燃料を生み出しながら高レベル放射性廃棄物の地層処分を進める現在の政策はすでに破綻しています。国民的な議論で使用済み核燃料の総量管理、すなわち、脱原発への道筋を付けることなしに高レベル放射性廃棄物問題を解決することはできないと認識すべきです。政府は、原発再稼働を中止し、「2030 年に原発比率 20～22%」のベストミックスを撤回し、脱原発に向けた国民的議論を巻き起こすべきです。原発再稼働阻止の闘いを「これ以上使用済核燃料を生み出すな、高レベル放射性廃棄物地層処分反対」の運動と結びつけることが求められています。

今年は、幌延で深地層研究所の立地環境調査が強行着手されて 30 年目となります。現地での粘り強い闘いと連帯し、運動をさらに強化し課題の全国化を図ること、核燃料サイクルの闘いを幌延や青森だけの問題にさせず全国の課題として共有しなくてはなりません。

(3) 原発輸出に反対する

トルコとアラブ首長国連邦 (UAE) に原発関連の資材や技術の輸出を可能にする原子力協定承認案が 2014 年 4 月 4 日の衆議院で賛成多数で可決され、発効されました。原発輸出を成長戦略の目玉として掲げる安倍政権は、今後も各国との原子力協定を積極的に推進し、原子力産業の延命をはかろうとしています。特に今回のトルコとの協定では、UAE との協定には書かれていない再処理が問題とされています。日本が書面で同意すれば、輸出した核物質について、核兵器への転用にもつながる再処理を認める規定があり、国際社会からは核拡散につながるの指摘があります。さらにトルコは地震大国であり「イスラム国」(IS)の問題もあり輸出そのものが大きな危険を伴っています。

中東では、トルコの他にも UAE、ヨルダンといった国々への輸出が進められようとしています。不安定な政治情勢を踏まえテロの拡大など新たな問題が予想され、日本の道義的責任さえ問われかねないものとなっています。NPT 非加盟の核保有国インドとの原子力協力協定締結の動きも許してはなりません。今後も原発輸出に対しては、原発の危険性ととも核拡散の面からも追及し、中止を求めていくことが重要です。

(4) 原子力空母の危険性を訴える

2008 年に配備され米海軍横須賀基地を母港とする原子力空母ジョージ・ワシントンは、その動力として 60 万 Kw 級の原発を積載しています。日本の規制基準さえも及ばない、現在唯一首都圏で稼働している原子炉といえます。原子力災害に対する規制も原発並みの防災計画と体制が求められていますが、米軍の管理下という軍事のベールの中にあり、私たちの生活を脅かしています。原子力空母の母港化反対とともに、原子力災害の観点からも政府や米国政府を追及していくことが引き続き重要となっています。今年は特に原子力空母ジョージ・ワシントンが同型艦のロナルド・レーガンに交代という局面を迎え、母港化継続を許さないとりくみが重要となっています。

(5) エネルギー政策の転換を

現在、日本の全原発が停止したままで、2回目の夏を越えようとしています。一時期の電力危機キャンペーンは影をひそめました。安倍政権の原発推進政策への回帰により、再稼働の強行とともに、原発のコストが他の電力よりも安いとする「原発コスト神話」が打ち出されています。5月11日の経済産業省の有識者会合は、「発電コスト検証ワーキンググループ」の作成した2030年時点での原発や火力、再生エネルギー1kw/h当たりの発電コストを試算した報告書を了承しました。その中で原発は「10.3円以上」とし、他の石炭火力(12.9円)、LNG火力(13.4円)、石油火力(28.9円~41.2円)などと比べはるかに安いことを印象づけようとしています。しかし、福島原発事故を見るように、原発事故は取り返しのつかない事態を引き起こし、その損失は計り知れないものとなります。今回の試算では、事故収束費用などについては部分的にしか計算に組み入れられていません。さらに、この試算の前提となる2030年の電源構成比率の中で、原発が占める割合を20%~22%としています。現在ある多くの原発を、耐用年数(40年)を超えて稼働させ、平均設備利用率を米国並みの90%以上へ引き上げることが目論まれており、また、島根3号やフルMOXの大間原発など建設中の原発3基の稼働に加え、将来的には新增設や建て替え(リプレース)も念頭におかれています。

老朽化した原発の寿命延長は、原発重大事故の危険を高め、労働者の被曝を増やし、寿命延長のための対策工事に多くの資金がかかることは明らかです。現に関西電力の美浜原発1・2号の廃炉決定は、老朽化対策に多額の資金がかかり、割に合わないことが原因でした。世界でも老朽化した原発の閉鎖の要因の一つに経済問題が数多くでてきています。すべての原発(43基、福島第二原発を除くと39基)を仮に動かして設備利用率70%で40年の耐用年数とすれば、2030年時点では15%程度にしかならない現実があります。それを補完するため、経済産業省は、米国でスリーマイル島原発炉心溶融事故の後しばらくは設備利用率が低下したものの、米原子力規制委員会NRCが規制緩和をして原発の平均設備利用率を90%以上へ引き上げた「成功例」を挙げ、日本でも同様の設備利用率引き上げを公然と主張しています。米NRCの規制緩和は重大事故の発生を容認する「安全目標」の導入と確率論的リスク評価に基づく安全規制であり、これを日本にも全面的に導入させようとしているのです。川内原発判決は、これを先取りするものとも言えます。これは原発依存度を下げるのではなく、原発の延命・拡大をはかろうとするものです。

福島原発事故の事故対策費は、11兆1千億円に達しています。そのような費用に、廃炉費用や廃棄物処分の費用などを加えていくと、石炭火力やLNG火力の発電費用を上回ることが、立命館大学の大島堅一教授らの研究によって明らかにされています。世界最大の核関連会社GEのジョン・イメルトCEOは、「今、本当にガスと風力の時代になってきている」「原子力を正当化するのは非常に難しい」「だから、ガスと風力か太陽光、そういうコンビネーションに世界の大部分の国が向かっていると思う」と発言しています。世界のビジネスは、原子力に見切りをつけていると言われています。日本政府が、将来に向けて脱原発の方針をしっかりと確立することが、自然エネルギーの推進と電力料金の安定、エネルギー供給の安定につながるものと考えます。

2014年の改正電気事業法によって2016年度からは、自由に電力会社を選択できることとなります。多くの会社が、電力小売業への参入を計画しています。2020年代の前半までには、全戸でスマートメーターの設置がおこなわれ、新しい電力サービスの進捗が予想されます。しかし、再生可能エネルギーの「接続可能量」は、「福島第一・第二原発を除き、廃炉になった原発5基や建設中の3基を含めた原発47基が震災前30年間の平均設備利用率で稼働する」ことを想定して算定されており、これを超えると「接続」はできても「無制限の出力制限」が課され、事実上接続が拒否されるに等しいものになっています。政府の言う「再生可能エネルギーの最大限の導入」とは「原発の最大限の再稼働」であり、その枠内に再生可能エネルギーの導入を抑制するものになっています。また、電力会社が責任を取るべき廃炉積立不足金や廃炉時の特別損失は廃炉後に電気料金で回収できる制度がすでに導入され、電力自由化後は送電網の「託送料金」に算入され、新電力からも回収できるようにしようとしています。廃炉費・バックエンド費・原発建設費等を確実に回収できるように「基準価格」を設けて収入を保障する原発優遇策も検討されています。さらに、電力自由化の下で再処理が継続できるように再処理事業者の認可法人化も検討されています。「原発のコストが安い」と言うのであれば、これらの優遇策は不要なはずであり、それ自体が原発の高コスト構造を示唆するものとも言えます。原発と再処理の維持・延命を図る電気料金制度の原発優遇策や再生可能エネルギーの接続可能量を全面撤回すべきです。原発再稼働の遅れを理由に発送電分離を遅らせることなく、む

しる早めて、送電網の全国統一の中立的な公的管理を実現すべきです。これらを脱原発政策への転換を求める課題と一体のものとして闘うことが不可欠です。

4. ヒバクシャへの援護と連帯を

(1) 被爆者の課題解決にむけて

ヒロシマ・ナガサキへの原爆投下から 70 年。被爆者の高齢化はいつそう進み、その子どもである被爆二世も高齢の域に入りつつあります。被爆者の残された課題を解決する時間も限られ、援護対策の充実と国家の責任を求めることが急務となっています。

被爆者の援護施策の充実を求める課題のひとつとして、原爆症認定問題が裁判闘争を中心にとりくまれてきました。その結果、被爆者団体と政府は解決にむけて合意し、「基金」の創設や日本原水爆被害者団体協議会（被団協）などとの「定期協議」が確認され原爆症認定の課題は前進しました。一方で、改定した「新しい審査委の方針」に従って展開されている審査制度の中で、多くの審査滞留や認定却下が生み出されているなど、いまだ改善を要する課題も残されています。最近でも原爆症認定訴訟において行政の認定を覆す判決が行われ、原爆の被害を過小に評価しようとする行政の姿勢はそのたびに断罪されてきました。

在外被爆者の課題は、日本の戦争責任・戦後責任の問題と重なり、戦後 70 年、被爆 70 年目の節目に当たる今年は、その課題解決のチャンスでもあります。国内の被爆者同様、高齢化の進む在外被爆者の課題解決が急がれます。現在でも在外被爆者の援護は、国内の被爆者との間にその内容に大きな差があります。「被爆者はどこにいても被爆者」であり、差別のない援護の実現に向けてさらに運動を強化していかなければなりません。これまで政府は、被爆者健康手帳の交付、健康管理手当の支給、海外での原爆症認定申請など、在外被爆者に関連する施策については「裁判で負けた分だけを手直しする」ことに終始し、差別的な制度の抜本的見直しを行ってきませんでした。このような姿勢をいつまでも許すわけにはいきません。

国内の被爆者と同じく医療費が全額支給されることは、在外被爆者の切なる願いです。これまで、医療費支給額に年額約 18 万円の上限（2014 年からは 30 万円）が設けられていた在外被爆者は、原爆後障害などの病苦と貧困の中で医療費を借り入れなどでまかなってきた現状があるにもかかわらず、日本政府はこれまで放置してきました。在外被爆者への平等な取り扱いに向けて、被爆者への連帯と運動を強化していくことが重要です。

また、同じく在外被爆者である朝鮮民主主義人民共和国に在住する被爆者に対しては、国交がないことを理由にこれまで被爆者援護が実施されていません。これまで確認されてきた 384 人（2008 年 6 月調査）の被爆者はさらに高齢のため減少しています。高齢化の中で、援護が急がれます。

長崎の被爆体験者訴訟は、一昨年 6 月の一番での敗訴を受け、現在控訴をして争っています。引き続き裁判支援を行いながら、政府・政党への働きかけをさらに強化していかなければなりません。内部被爆を含む低線量被爆の影響が過小に評価されることは、今後の福島原発事故の被爆被害の過小評価にもつながるものです。このことの問題性を広く訴えることが重要となっています。広島・長崎の「黒い雨」地域や第五福竜丸以外の漁船員の水爆実験被爆の問題も近年明らかになってきました。そうした事実を即して、被爆地拡大、被害の実態に見合った援護の強化を訴える必要があります。

また、被爆者援護法の枠外に置かれている被爆二世・三世は、原爆被爆による「健康不安」と放射線の遺伝的影響があるのではないかという問題、社会的偏見や差別などの人権侵害の状態に置かれたままとなっています。全国被爆二世団体協議会は、このような被爆二世問題の解決のために、国家補償と被爆二世への適用を明記した「被爆者援護法」の改正、「二世健康診断」のこれまでの単年度措置から恒常的な処置への移行、「がん検診」の実施などを要求してきました。さらに、国連人権理事会の場で、被爆二世の人権保障を求める運動をスタートさせています。原水禁世界大会での分科会・ひろばでも被爆二世・三世の取り巻く現状を共有し、原水禁運動の重要な課題として押し上げていくことが重要です。

国による被爆者援護に対する消極的姿勢は、国が「原爆の被害を過小に見せたいがため」にあり、原爆被害を根本から補償し解決しようという立場にないことにあります。ヒロシマ・ナガサキの被爆者に対して十分な補償をさせることは、福島の被災者に対するの補償問題にもつながるものと捉え、一つひとつの解決にむけて努力していかなくてはなりません。

(2) 被爆体験の継承を

今年の NPT 再検討会議で作成された(合意に至らなかったが)文書には「核兵器の非人道的影響を知るべく、被爆した人々及び地域とやり取りし、その経験を直接共有すること等を通じて指導者や軍縮専門家、外交官に加え、一般の人々、特に若い将来の世代の、核軍縮・不拡散に関するあらゆるトピックに関する意識を向上させる」と記され、被爆体験の将来世代への継承が初めて NPT の課題とされました。

長崎を中心に取組まれてきた「高校生平和大使」の活動を原水禁は支援してきました。外務省からも「ユース平和大使」に認定されています。そして、国連から高く評価されています。若い世代の核兵器禁止、平和をめざす積極性をさらに伸ばし、被爆体験を継承し、広範な運動へと育てなければなりません。

継承には被爆者だけでなく、親世代と体験を共有してきた被爆 2・3 世の役割も重要です。また、これまで学校でとりくまれてきた原爆、戦争、侵略に反対する平和教育を継続し、発展させなければなりません。これらの活動を原水禁は支援し、ともに育ててきましたが、70 周年を機に継承と教育の活動を強めます。

次の総選挙から 18 歳選挙権が実施されることから高校生に対する政治教育が急がれます。教育基本法には「良識ある公民として必要な政治的教養は教育上これを尊重しなければならない」と明記され、社会科公民的分野や総合的学習の課題としても、世界の平和や環境問題、エネルギー問題、人権教育などが挙げられています。高校生に対する政治教育の緊急の必要は文科省も認めるどころです。このような課題も認識し、原水禁運動としても継承と教育の活動に積極的にとりくむことが重要です。

(3) 被曝労働者との連帯を

福島原発事故によって、住民の被曝とともに、収束作業や除染作業にあたる労働者の被曝問題はますます深刻な状況になりつつあります。高線量の中での作業や劣悪な労働環境がもたらす被曝は、労働者の健康に多くの影響を与えるものです。「安心・安全・健康」に働くための労働者の権利の擁護・確立は、事故の収束作業などの基本となるものです。福島原発に限らず、多くの原発・原子力施設に共通するものです。

政府は、原発などにおける労働者の緊急時被曝限度を 100 mSv から 250mSv への引き上げ、生涯 1000mSv を容認しようとしています。250mSv の被ばくは広島原爆の爆心から約 1.7km の地点での直接被曝線量に等しく、晩発性障害だけでなく急性放射線障害すら免れることはできません。国際放射線防護委員会(ICRP)によっても 150mSv で精子数の減少が認められており、このような高線量被ばくを労働者に強要することは断じて認められません。それは労働災害防止を目的とする労働安全衛生法に違反しており、憲法に保障された健康的生存権を侵害するものです。これまで、通常の被曝限度量は 5 年間の平均が 20mSv、ただし年間 50mSv を限度としていました。さらに一般市民の年間被曝限度量は 1mSv であることから、この数字がいかに大幅な引き上げであることがわかります。労働者に高線量率の大量被曝をさせることを前提に原発の再稼働がすすめられることは許せません。さらに被曝労働と多重下請け・ピンハネ構造の中でしか動かない原発は、差別と人権の面からも問題です。緊急時被曝限度の引き上げに反対し、被曝労働を強いられる労働者の人権を守ることは、原水禁運動にとっても重要です。原発労働者に加えて、重大事故時の「住民避難」に係わる消防・警察・自治体職員やバス運転手などの被ばく管理体制も検討されています。重大事故を前提とした原発再稼働と被ばく強要に合わせて反対していくことは喫緊の課題です。

今後も、福島原発事故をはじめとする被曝問題に取り組み、被曝労働者の権利の拡大や被曝住民の健康管理や補償の課題について、当事者や支援する団体と連携し、とりくみの強化をはかることが急務です。

(4) 差別と抑圧の中の核被害者との援護・連帯

世界に広がる核被害者との連携も原水禁運動の重要な課題として長年取り組んできました。核の「軍事利用」や「商業利用」で生まれるあらゆる国のあらゆる核被害者との援護・連帯を求めてきました。アメリカやフランスの核実験被害者やウラン採掘での被害者、チェルノブイリなどの原発事故での被害者などとこれまで連携を深めてきました。今年の NPT 再検討会議への原水禁派遣団は、ウラン採掘被害に苦しむアメリカ先住民の居住区を訪問し交流しました。そして日本の企業が原発推進のために、先住民の聖地で新たなウラン開発を進めようとしている現地も視察し、連帯して反対していくことの決意を新たにしました。また今回の原水禁世界大会ではタヒチの代表からフランスの核実験の被害の報告をいただきます。核のレイシズムともいわれる差別と人権抑圧の下で、先住民に放射能汚染と被曝が押し付けている実態を訴えています。私たちは今後も、そのような先住民と連帯し、被害者の権利の確立と擁護の闘いを支持していきましょう。

核社会のもたらす負の影響は、あらためて原水禁運動が訴える「核と人類は共存できない」ことを強く再認識させるものです。これ以上核被害の拡大はけっして許してはなりません。差別と抑圧の中におかれている核被害者との援護・連帯をさらに強めていくことが私たち原水禁運動に求められています。

5. おわりに

原水禁の森瀧市郎初代議長が提起してきた「核と人類は共存できない」と「核絶対否定」の考え方を、私たちは原水禁運動の理念として50年にわたって主張し、核社会と闘ってきました。ビキニ事件に始まる私たちの運動は、ヒロシマ・ナガサキの悲劇と向き合い、被爆体験を基礎にすべての国のすべての「核」を否定し、何のものにも迎合することなく、核のない社会、世界をめざし闘ってきました。さらに3・11後は、事故に学び、事故を繰り返してはならないと訴え、また「一人ひとりの「命」に寄り添う」として、「命」を基本に、反原発、脱原発をはじめ、反戦・平和、憲法擁護、基地問題にもとりくんできました。

「命」の対極で暴走し続ける安倍政権の戦争への道、原発再稼働への道に対して対抗していくことが、いま切に求められ、喫緊の課題です。再稼働と戦争への道を許さず憲法の平和主義と基本的人権（13条、25条等）を守る運動を強化していかなければなりません。「平和か」、「戦争か」また「原発維持か」、「原発ゼロか」が鋭く問われているいま、私たちの運動の真価が問われています。今こそ、原水禁の運動と組織を強め発展させなければなりません。

「核」をめぐる状況が「フクシマ」によって大きく変わろうとしています。欧州をはじめ世界では脱原発の流れが大きくなるようとしています。核使用の非人道性から核禁止を求める国際的動きも強まっています。自国の豊かさを求めてエネルギーや資源を大量に消費する世界、そして資源を収奪しあう世界、そのために核抑止を背景に対立する世界を、その中で失われる「命」を見つめなくてはなりません。対立から共存へ、人間の安全保障を求めて、略奪と貧困から「命」を救い、世界の人々の生存権を回復し確立するとりくみが求められます。

あらためて「核と人類は共存できない」を確認し、「フクシマを核時代の終わりの始まり」にしましょう。

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・フクシマ、ノーモア・ウォー、ノーモア・ヒバクシャ

※文中での「フクシマ」は、福島県民に限定することなく、東京電力福島第一原発事故の実態、県内・県外を問わず事故による被害、被害を受けている人々などの総体を表しています。